

2

指定確認検査機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

告示する。

第四章中第四十六条の次に次の一条を加える。

(指定認定機関)

第四十八條の二 指定認定機関のうち、民法第三十四条に基づき設立された法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

[illegible]

第 5 页

指定認定機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

第六章第七十一条の次に次の一条を加える。

(指定性能評価機関)

第七十一条の二 指定性能評価機関のうち、民法第三十四条に基づき設立された法人であるものの、名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定認定機関		指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
名称	住所				
財団法人 日本建築 センター	東京都港区 虎ノ門三丁目 二番二号	第三十三条第 一項各号に掲 げる区分	日本全域及 び外国型製 造に係る認 証に	イ 本部 東京都港区 虎ノ門三丁目二番二 号 ロ 大阪事務所 大阪 府大阪市中央区常盤 町一丁目三番八号	平成十二年六 月十六日
財団法人 建材試験 センター	東京都中央 区日本橋茅 場町二丁目 九番八号	第三十三条第 一項第一号及 び第二号に掲 げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋茅 場町二丁目九番八号	平成十二年六 月十六日
財団法人 ベタリー ピング	東京都千代 田区二番町 四番地五	第三十三条第 一項各号に掲 げる区分	日本全域及 び外国型製 造に係る認 証に	東京都千代田区二番町 四番地五	平成十二年六 月十六日
財団法人 日本建築 総合試験 所	大阪府吹田 市藤白台五 丁目八番一 号	第三十三条第 一項第一号及 び第二号に掲 げる区分	日本全域	大阪府大阪市中央区南 新町一丁目二番十号	平成十二年六 月二十九日
財団法人 日本建築 設備・昇 降機セン ター	東京都港区 虎ノ門一丁 目十三番五 号	第三十三条第 一項各号に掲 げる区分	日本全域及 び外国型製 造に係る認 証に	東京都港区虎ノ門一丁 目十三番五号	平成十二年六 月二十九日
財団法人 日本住宅 技術セン ター	東京都港区 赤坂二丁目 二番十九号	第三十三条第 一項各号に掲 げる区分	日本全域及 び外国型製 造に係る認 証に	東京都港区赤坂二丁目 二番十九号	平成十二年六 月二十九日